

凍結精子の廃棄に関する同意書（提出用）

なごや ART クリニック 院長 服部幸雄 殿

私たち夫婦は、凍結精子の廃棄を希望します。廃棄に関して、「精子凍結保存に関する説明書」に記載の内容に基づき、十分理解・納得し、自らの意思で夫婦合意の上、廃棄に同意します。

別紙「精子凍結保存に関する説明書」の下記事項と注意事項、「凍結検体の保管手続きに関するご案内」についてそれぞれ確認した上で、下記に署名してください。

〈確認事項〉

保存期間および継続手続きについて

廃棄について

注意事項

・離婚した場合、妻が死亡した場合、妻が行方不明になった場合は、精子の所有権は夫に帰属し、夫の意思確認によって、その後の精子の取り扱いを判断すること

免責事項

・万一天災、不可抗力などの予期せぬ事情（地震、火災、検体が回収できない等）により使用不可能になった場合には、当院は一切責任を負いかねること

・ご夫婦において凍結保存精子の取り扱いに関して意見に相違があり、ご夫婦片方の申し出により融解・使用または廃棄した場合には、当院は一切責任を負いかねること

〈注意事項〉

この同意書は、治療を受けられるご夫婦が、それぞれ直筆で署名していただきます。代筆は一切不可です。

夫婦関係に変更があった場合（離婚、夫婦関係の解消等、協議・調停中も含む）には、速やかに当院へ連絡してください。

本同意書を提出した後も随時これを撤回することが可能です。同意を撤回したことにより不利益を受けることはありません。ただし、撤回時すでに凍結検体が廃棄されている場合には、当院は一切の責任を負いかねます。

なごや ART クリニック 院長 服部幸雄

患者記入欄	「凍結精子の廃棄」に <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません		
夫 ID	夫署名(直筆)	同意年月日：20	/ /
妻 ID	妻署名(直筆)	同意年月日：20	/ /
〒			
住所			

・必ずご本人がそれぞれ直筆でご署名ください。また識字可能な文字で記載してください。

筆跡に疑いがある場合、受理しないことがあります。ご本人以外の方が署名された場合、公印私文書偽造となり刑事罰を受けることがあります。

・同意日から1年を有効期限とします。

・フリクション等、改変可能なペンでの記載は受理いたしません。（書き直していただきます）

・同意書の返却はいたしませんので、ご了承ください。

凍結精子の廃棄に関する同意書（本人控え）

なごや ART クリニック 院長 服部幸雄 殿

私たち夫婦は、凍結精子の廃棄を希望します。廃棄に関して、「精子凍結保存に関する説明書」に記載の内容に基づき、十分理解・納得し、自らの意思で夫婦合意の上、廃棄に同意します。

別紙「精子凍結保存に関する説明書」の下記事項と注意事項、「凍結検体の保管手続きに関するご案内」についてそれぞれ確認した上で、下記に署名してください。

〈確認事項〉

- 保存期間および継続手続きについて
- 廃棄について
- 注意事項
 - ・離婚した場合、妻が死亡した場合、妻が行方不明になった場合は、精子の所有権は夫に帰属し、夫の意思確認によって、その後の精子の取り扱いを判断すること
- 免責事項
 - ・万一天災、不可抗力などの予期せぬ事情（地震、火災、検体が回収できない等）により使用不可能になった場合には、当院は一切責任を負いかねること
 - ・ご夫婦において凍結保存精子の取り扱いに関して意見に相違があり、ご夫婦片方の申し出により融解・使用または廃棄した場合には、当院は一切責任を負いかねること

〈注意事項〉

- この同意書は、治療を受けられるご夫婦が、それぞれ直筆で署名していただきます。代筆は一切不可です。
- 夫婦関係に変更があった場合（離婚、夫婦関係の解消等、協議・調停中も含む）には、速やかに当院へ連絡してください。
- 本同意書を提出した後でも随時これを撤回することが可能です。同意を撤回したことにより不利益を受けることはありません。ただし、撤回時すでに凍結検体が廃棄されている場合には、当院は一切の責任を負いかねます。

なごや ART クリニック 院長 服部幸雄

患者記入欄	「凍結精子の廃棄」に <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
夫 ID _____	夫署名(直筆) _____ 同意年月日：20 / /
妻 ID _____	妻署名(直筆) _____ 同意年月日：20 / /
〒	
住所 _____	

- ・必ずご本人がそれぞれ直筆でご署名ください。また識字可能な文字で記載してください。
- 筆跡に疑いがある場合、受理しないことがあります。ご本人以外の方が署名された場合、公印私文書偽造となり刑事罰を受けることがあります。
- ・同意日から1年を有効期限とします。
- ・フリクション等、改変可能なペンでの記載は受理いたしません。（書き直していただきます）
- ・同意書の返却はいたしませんので、ご了承ください。